

東京都福祉保健局に対する要望書への回答説明会記録（公開用）

日 時 : 平成27年11月11日(火) 10:00~11:00

場 所 : 東京都庁第一本庁舎 23階 23A 会議室

〈福祉保健局 出席者（敬称略）〉

福祉保健局 障害者施策推進部 計画課

同 同 計画課

同 同 計画課

同 同 居住支援課

同 同 精神保健・医療課

同 少子社会対策部 家庭支援課

〈東京LD親の会連絡会出席者〉

けやき 4名

にんじん村 2名

要望書回答【福祉・保健関係要望項目】

1. 一生涯を通して切れ目のない、発達障害支援体制を確立してください。

(1) LD等発達障害のある人にとっては、早期発見・早期支援を受けることで、その後の生育に大きく影響し、早期療育における効果が顕著です。早期発見から早期支援へとつながる体制整備を都として強力に押し進めてください。

(2) 各区市町村での乳幼児健診においては、発達障害に精通した医師や専門機関が健診に従事するように指導助言してください。

また、健診結果を一過性の事で終わらせることなく、「様子をみましょう」と診断した場合には、その後、家族に対し次回の検査の機会を具体的に設ける等のフォローや支援を継続するように指導してください。

(3) 乳幼児健診での見落としや家族への不適切な対応で、その後の療育へとつながらないということにならないよう、実施主体である各区市町村に指導助言してください。

(4) ライフステージにそった支援が継続して受けられるように、乳幼児期だけでなく学齢期・青年期・成人期にも定期的に発達障害を対象とした検査が実施されるように、しっかりと予算化してください。

また、発達の記録やその都度の支援内容を一括して管理できるサポートファイルの作成と普及をさらに充実させて、活用できる体制を整備してください。

回答(1)~(4)まとめて回答：障害者施策推進部 精神保健・医療課

発達障害児・者が身近な地域で安心して生活が送れるようにするため、乳幼児期から成人期までライフステージに応じて、継続した支援を行うことが重要であるということから、都は区市町村が主体的に発達障害児・者に対する支援拠点を整備して、関係機関と連携した支援体制の構築を図られるよう、区市町村包括補助事業に於いて支援をしているところです。

また、区市町村では個別支援ファイルや就学支援シート等を活用して、関係機関に於いて情報共有を図っているところです。引き続き区市町村を支援すると共に、先駆的な取り組み事例については他の区市町村にも紹介する等して、発達障害児・者の支援体制整備を推進していきたいと考えているところです。

回答（１）～（３）まとめて回答：少子社会対策部 家庭支援課

当部では、地域における母子保健の水準の向上を図るため、区市町村に対して人材育成の支援を行っています。具体的な取り組みとしては、区市町村で母子保健事業や子育て支援事業に従事する職員・保育施設職員等を対象に、母子保健研修を年１０回開催しています。

LD等発達障害の早期発見・早期支援は、母子保健の重要なテーマの一つであり、研修においても健診における発育・発達の見方や、発達障害児の理解、家族への伝え方といった内容を毎年必ず取り入れています。さらに、平成20年度から実施している「子どもの心診療支援拠点病院事業」では、発達障害をはじめとする子どもの心の問題について、専門的な対応のできる医師を養成すると共に、幼稚園や児童福祉施設等の職員等を対象に、実習も含めた研修を行っています。また健診で経過観察となった乳幼児のフォローに関して、包括補助事業に於いて各区市町村に対して財政支援を行っています。

2. 専門的人材を育成してください。

（１）東京都発達障害者支援センター（TOSCA）においては、発達障害のある人およびその家族への相談・支援体制がさらに充実するように、職員研修を深めてください。

（２）各区市町村の窓口を担当する職員に対して、専門的な知識を持って対応できるように研修等を実施し、さらなる人材育成を強化してください。

（３）発達障害のある人たちが地域で安心して生活するための支援事業（就労支援・自立生活支援等）において、各区市町村での格差がないように、人材育成を徹底するよう指導してください。

回答（１）～（３）まとめて回答：精神保健・医療課

TOSCAにおきましては、国立障害者リハビリセンター各院等で実施している発達支援等に資する研修に参加していただき、スキルアップの向上に努めてもらっているところです。また、都は発達障害児・者の支援体制整備するために区市町村等の相談支援員、障害福祉サービス提供事業者に対して、体系的実践的な研修を実施して、専門的人材の育成を図ってきているところです。引き続き支援体制の充実に向けて、発達障害者支援センターをはじめとする関係機関職員の人材育成・スキル向上に努めていきたいと考えています。

3. 発達障害のある人をとりまく環境を整備してください。

（１）発達障害のある人が、それぞれの居住地で安心して自立した生活ができるような支援体制整備を、各区市町村と協力してすすめてください。

（２）親亡き後の生活支援も見据えた体制整備をお願いします。

障害者手帳の取得が難しいボーダーラインの人たちに対しても、一人暮らしや自立した生活をするための生活訓練が少しずつ受けられる体制を整備してください。

（３）ペアレントメンターやピアカウンセリングを利用した家族支援、相談事業をさらに充実させてください。また、これらの事業は、実施した事例や内容を必要な人に周知させる

よう指導してください。

(4) 専門の相談機関を充実させることはもちろん、医療機関に従事する職員、関係者に向けた研修を引き続き開催し、発達障害のある人とその家族の個別のニーズに合った支援体制と環境整備をすすめてください。

(5) 民間の事業所や施設の職員、関係者に向けても発達障害についての研修や講習会を開催し、理解啓発をすすめてください。設置地域によって対応や支援内容に格差がでないように指導してください。また、その運営についても適切かどうかを定期的を確認してください。

(6) 一般都民に向けた障害者理解促進事業をさらにすすめてください。

障害者差別解消法、障害者虐待禁止法、いじめ防止法等の成立により、障害者へのいじめ、虐待の防止、差別の禁止が叫ばれておりますが、実情はまだ多くの誤解と偏見が存在します。発達障害者等見かけではわかりにくい障害への理解啓発について引き続きご尽力をお願いします。

(7) 「発達障害者支援ハンドブック2015」は発達障害支援に取り組まれている関係者だけでなく、本人や保護者にとっても、分かりやすく、大変に利用価値の高い内容になっています。全ての必要な人に届くよう印刷部数を増やし、さらに、幅広く活用できるような工夫と努力をお願いします。

(8) 年々、グループホームへの新規入所希望者が増えていると聞いています。

発達障害のある人の特性にも対応できる、サテライト型のグループホームをさらに増やしていただけるよう、都としてしっかりと予算化してください。

回答(1)～(2) まとめて回答：精神保健・医療課

発達障害児・者が身近な地域で安心して生活を送るためには、乳幼児期から成人期までライフステージに応じた、継続した支援を行うことが重要であると認識しているところです。このため都は区市町村が主体的に発達障害児・者に対する支援整備し、関係機関等と連携して支援体制の構築が図られるよう包括補助事業において支援してきているところです。引き続き区市町村と連携して、発達障害児・者の支援体制の整備を図ってまいります。

回答(3)～(5) まとめて回答：精神保健・医療課

都は発達障害児・者に対する支援体制を整備するために区市町村等の相談支援員、障害福祉サービス提供事業者等に対しまして、体系的実践的な研修を実施しているところです。また、発達障害に対応可能な医療機関の確保を図り、発達障害児・者への支援を担う人材育成をするために、医療機関や保健センター等の医療従事者に対する講習会も実施しているところです。

具体的には、ペアレント・メンターやペアレント・トレーニングの実践を通じた家族に寄り添う支援や、当事者の方を交えてのグループワークを通じた相談における支援者のありよう、当事者・家族間の発達障害等をテーマとして研修を実施することを予定しています。引き続き支援体制の充実に向けて、関係機関職員の人材の育成に努めてまいります。

回答(6)：計画課

取り組み状況として、昨年の11月26日障害者理解促進の特設サイトとして「ハートシティ東京」を開設しました。このサイトでは、「皆で支えあいつながる社会・障害による心の壁を作らない」をテーマに、さまざまな障害の特性やその適切なサポート方法、都内で実施さ

れるイベント情報等を紹介しています。昨年の障害者週間中に、Yahoo! や楽天等の検索サイトにバナー広告を掲載した他、サイトを紹介するチラシを配布したところ、26年度のアクセス件数は20,000件を越える数になりました。

今年度も障害者週間を中心に、さまざまな機会を捉えてこのサイトを広報していくとともに、内容の充実を図っていきたいと思っています。

回答(7): 精神保健・医療課

「発達障害者支援ハンドブック2015」は支援者向けとして作成しており、区市町村の障害部門や区市町村教育委員会をはじめ児童館、相談支援事業所、地域活動支援センター、就労支援関係機関等幅広く配布させていただいているところです。また、都のホームページにも全体を掲載しておりますので、ご覧いただいて都民や支援機関の方から要望があった場合は、配布させていただいています。

NPO 法人自閉症協会の広報誌にも当該冊子の紹介をしたいとの話があり、掲載していただいた。

貴会においても広く周知していただけたらと思っていますので、よろしくお願いします。

回答(8): 居住支援課

平成26年度に国が地域移行を目指している障害者や共同住居よりも単身での生活を望む障害者のニーズに responding いくために、本体のグループホームとも密接な連携を前提として、一人暮らしに近い形態のサテライト型を創設しました。都はサテライト型のグループホームも含めて、グループホームが充実し安定した運営がおこなわれるよう運営費や家賃の加算補助について、東京都障害者グループホーム支援事業取り扱い要領を定めて、区市町村の実施を促しているところです。

【質疑応答】

Q: 項目3-(8)について

親亡き後の対策としてグループホームはとても関心が高いところです。グループホームを建てる際には区市町村の福祉窓口との相談になるのですか。

A: 居住支援課

東京都障害者グループホーム支援事業取り扱い要領を都で定め、この要領に基づいて区市町村の方で補助の要項を定めて補助しています。グループホームの事業者指定は都で行います。しかし地域で暮らしていくためには区市町村との連携が必要ですので、区市町村と相談しつつ、都と相談をしてください。この要領については、ホームページでの公開はありません。

Q: 項目3-(6)について

「ハートシティ東京」の紹介等をさらに広げていただき、身近なスーパーマーケットのようなどころでも障害について周知していただきたい。さらなる障害者雇用理解にもつなげてほしい。

A:計画課

「ハートシティ東京」は、障害のある方を身近に知っていただく入口となればというものですから、スーパー等でチラシを置いていただけるなら、用意していますのでご連絡ください。活動に使ってくださるとありがたいです。

Q:項目1について

一生涯を通して切れ目のない支援体制の確立することが一番大切だと思っています。実際に実施する区市町村で格差がないことを望みますが、実態を都では管理しているのでしょうか。また、親としては、「つながらない」という実感があり、年代によりどこに相談に行けばいいのか分かりにくいという問題があります。分かりやすい制度の整え方を指導してください。さらには、最初の健診での対応によって、次につながるができるかどうかということもあります。

これまで以上に母子保健研修を充実させてください。

A:精神保健・医療課

管理することは難しいが、昨年度より TOSCA において各自治体（約40区市）を訪問しており、今年度中を目処に各区市の状況把握のために、取り組みをまとめるようにしています。区市町村によって取り組みはさまざまというところはあり、やり方にもそれぞれがあります。他の自治体の参考になるところは紹介していきたいと考えています。

窓口が分かりにくいということは課題として意識しています。区市町村によっては窓口を一つに絞って、そこから関係する部署に連絡をするというように取り組んでいるところもありますが、部署の連携が上手くいっていないという実情もあると認識しており、課題として取り組んでいきたいと思っています。

Q:項目3-（7）について

個人的に「発達障害者支援ハンドブック2015」をほしいという声があります。残部はありますか。

雇用側の企業からも関心があるようです。

A:精神保健・医療課

当課の生活支援係に連絡いただければ、対応いたします。部数制限や着払い等お願いしています。

Q:けやき 項目3-（2）について

障害診断のつかないボーダーの方への支援はありますか。手帳は取れないが支援が必要な方々です。また、東京都には障害者雇用したい企業があるのに、精神保健福祉手帳への理解が低く、療育手帳との認識に差を感じています。

A:精神保健・医療課

ボーダーの方への支援は大変に難しい問題と認識しています。発達障害のある方がどういったところで困っているのか等を広く都民一般の方々に理解していただくことが重要かと考えています。

療育手帳については、各都道府県で必要に応じて設定している制度ですから、該当のIQ 値等が異なることはあります。都としては国に準じて基準を設定していますので、今のところ基準値等の変更は

考えておりません。

また、TOSCA からも企業からの相談が増えていると聞いており、関心が高まっていると認識しています。企業等にも理解促進が図れるよう、何ができるのかということを考えていきたいと思えます。

Q:項目3-(8)について

グループホームに入所中の障害のある方に介護が必要となった場合、居続けることはできますか。

A:居住支援課

都内でも問題となっており、50代でも働けなくなっている方も多くいます。国の医療と連携した場合は高齢化重度化に新たな加算をつけて備えることを検討していて、都でも高齢化重度化については課題と認識しています。ただ事業者の声を聞くと小規模なことが多く、職員数も少なく、現状はきびしいという意見を多く聞きます。それでも入所者を支えてやり繰りしている事業所もごさいます。

行き先がないままの退去はありませんが、区市町村と相談して決めていくことになり、退去を検討してもらうケースもあるかと思えます。

Q:項目1について

初めての健診であったり、最初のお子さんの場合であったりすると、障害であることをすぐには受け入れられない親も多くいると思えます。いろいろな事例や支援体制を紹介する等して、親へのフォローを大切に考えてください。チラシやポスター等も利用して、障害への抵抗感をなくす理解啓発に努めてください。また、親に向けた研修はありますか。

A: 少子社会対策部 家庭支援課

親御さんへの伝え方は重要だと思っております、東京都で行っている母子保健研修でも取り上げています。いろいろなテーマがありますが、発達障害については重要なテーマと考え、毎年必ず取り上げるようにしています。東京都が直接親向けの研修をすることはありませんが、区市町村の方で企画できるよう、区市町村の職員を対象に研修を実施しているところで

Q:項目2について

心理や臨床の専門職は常勤ではなく、身分も不安定ではないかと思えます。TOSCA の支援員の勤務体制はいかがでしょうか。

A: 精神保健・医療課

TOSCA の7名については、常勤・非常勤もありますが、本日、資料を持ち合わせておりません。

Q：項目2について

TOSCA は東京都で 1 ヶ所しかありません。もっと人材を活かして、相談できる場所を増やしてください。また、TOSCA の研修はすぐに募集定員に達してしまう程必要としている人が多いので、参加人数を増やす等の対策を考えてください。

A：精神保健・医療課

TOSCA と相談しながら考えたいと思います。グループワーク等も含めた、より実践的な内容を取り上げているので、一定の人数制限をするという状況もありますが、より多くの方に参加していただけるよう検討したいと思います。

以上